電波利用の「新しい考え方(New)」と「古い方式(Old)」 電波メディアコンテンツ研究会

2010年3月8日 鬼 木 甫 ㈱情報経済研究所

1. 電波の所有者と利用目的

- (New) 電波は、日本国民の共通資産であり、日本国民の福利のために利用することを目的として政府がこれを管理する。政府の電波管理権限は、国民によって委託されたものである。
- (Old) 電波は、政府がその行政目的(軍事を含む)を達成するためにこれを管理する。

2. 電波利用の規律・規制

(New、Old 共通) 電波を円滑かつ効率的に利用するため、政府は周波数帯を区分し、 それぞれに利用目的・ルール(規律)を定め、必要な場合利用者に免許(承認)を発行 する。政府は、利用規律を守らせるための強制力を持つ。

3. 稀少な電波の取扱い

- (New) 利用需要が増大して稀少になった電波(周波数帯、地域)は、経済価値を持つ 「資産」として取扱う。
- (Old) 稀少になった電波についても「資産」としての考慮を与えず、行政活動の対象 としての取扱いに留める。

4. 営利目的に新規利用される稀少電波の取扱い

- (New) 稀少な電波が営利目的に新規利用される場合、市場メカニズムの原則によって利用者を選定する。そのため、電波オークション、利用料オークション(リースオークション)などの競争手段を使って免許を発行する。
- (Old) 稀少な電波についても営利目的利用と非営利目的利用を区別しない。電波の新規利用者は、「利用目的の達成に最も適すると判断される者」を政府が直接に選定し、免許を発行する(比較審査制度)。

5. 電波の直接利用者と一般国民の利害

(New) 電波利用の目的が「一般国民の福利の増進」にあり、これを電波利用事業者の経営・研究開発努力と事業者間の競争によって実現することを強調する。そのため利用事業について新規参入の機会を拡げ、独占・寡占の弊害を防止し、市場を開放するよう努力する。また電波利用にかかる規律・規制を必要最小限にとどめ、利用者の自由度を高めて創意・工夫の可能性を拡げる。

(Old) 電波利用の実質的な目標を、「既存事業の成長と同事業者の利益擁護」に置く。「一般国民の福利の増進」は否定しないが、それは上記目標の結果として実現されると考える。その結果、新規参入の機会を積極的に拡げず、また独占・寡占の弊害についても厳しくは規制しない。他方で、事業内容について詳細な利用規律・規制を課すなど政府の事業者に対する影響力を強める方向に動き、その結果利用事業の自由度を狭める。

6. 結果

(New) 電波を利用する既存事業者、新規事業者間で競争が進展し、技術開発・サービス開発が促進される。その結果、事業者の実力が向上して海外へ進出するようになり、また国内市場が開放されて海外からの参入も実現する。事業成果を反映して電波の利用者が選ばれる結果、政府規制の恣意性が排除され、国民が規制内容を信頼するようになる。長期的には国内外から多様な製品・サービスが安価に供給され、国民の福利が増大し、同時に電波利用事業も国内外で成長する。

(Old) 電波割当が閉鎖的な環境でおこなわれる結果、競争力のある新規参入が阻害される。既存事業者は電波割当の確保など政府との関係維持に注力し、技術開発・サービス開発による事業成長スピードが落ちる。また政府当局が同構成員の利益のために規制権限を利用する誘因を生じ、国民の福利に反する施策が実施されるケースも出てくる。さらに限られた国内市場で競争が激化し、顧客獲得競争が進む結果、サービス内容が一部狭い範囲内で進化する傾向も生じ、海外市場への進出力が衰える。長期的には、開かれた競争環境で鍛えられた海外事業者や海外製品・サービスの国内進出に脅かされるようになる。